

あなたの飼い猫は他人に迷惑をかけていませんか？

市内各所で他人の飼い猫が床下に入り込んだり、フンをしたりして困っている等の相談が相次いでいます。

飼い主にとって飼い猫は大切なパートナーでも、周囲には猫が苦手な人やアレルギーのある人もいます。

飼い猫が周囲へ及ぼした影響は飼い主の責任です。飼い主、飼い猫、周囲の人たちが安心・快適に暮らせるよう適正に飼いましょう。

① 屋内飼養をしましょう。

放し飼いは猫にとって感染症や交通事故等の危険があります。

また、他人の敷地でフンをしたり、車に傷をつけたりして、ご近所トラブルを引き起こす原因にもなります。

② 繁殖の制限をしましょう。

猫は非常に繁殖力が高く、放っておくと数年で十数匹～数十匹に増えます。それら全てを飼ったり、譲渡先を探したりすることは飼い主にとって大きな負担となります。

生まれてくる命に責任が持てない場合は、不妊・去勢手術や雄雌の分別飼育をする等、みだりに繁殖しないよう対策しましょう。

③ 所有者明示をしましょう。

所有者明示には、盗難の防止や迷子、災害時に行方不明となったとき発見される可能性が高くなります。

所有者明示の方法としては、名札やマイクロチップの装着があります。

屋内飼養のメリット

- ① 他の猫とのケンカによるケガをしなくなる。
- ② 感染症にかかるリスクが減る。
- ③ 交通事故にあわない。
- ④ 行方不明にならない。
- ⑤ 雌猫の場合、知らないうちに妊娠することがなくなる。
- ⑥ ご近所に迷惑をかけない。

このような決まりがあります

○動物の保護及び管理に関する法律

第七条 動物の所有者又は占有者は、（中略）動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

第三十七条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない。

○家庭動物等の飼養及び保管に関する基準

2 生活環境の保全

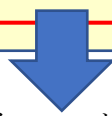
（１）所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等が公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を損壊し、又はふん尿その他の汚物、毛、羽毛等で汚すことのないように努めること。

第5 猫の飼養及び保管に関する基準

2 猫の所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該猫の屋内飼養に努めること。屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、屋外での疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。

3 猫の所有者は、繁殖制限に係る共通基準のほか、屋内飼養によらない場合にあっては、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。

6 飼い主のいない猫を管理する場合には、不妊去勢手術を施して、周辺地域の住民の十分な理解の下に、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行う地域猫対策など、周辺の生活環境及び引取り数の削減に配慮した管理を実施するよう努めること。



※ご自身では「うちの飼い猫ではない」と思っている場合でも、餌を与えると周囲から飼い主と見なされる可能性があります。責任を持てない場合は、ご自身の飼い猫以外に餌を与えないようにしましょう。飼い猫に与えた餌を、それ以外の猫に食べられないような餌やりをしましょう。